

市民会館の 指定管理などを議決

12月定例会
議案

12月市議会定例会は、12月4日から17日までの14日間の会期で開き、議案22件、請願2件及び意見書案4件を審議しました。
条例の改正など、主な内容をお知らせします。

条例の改正

● 地方税法の改正に伴う 税条例の改正

(第84・95号議案)

地方税法の改正に伴い、現在、金融商品のうち特定公社債で源泉分離課税であった利子と非課税であった譲渡損益の部分が、平成29年1月1日から上場株式等と同じ申告分離課税に変更されます。また、金融所得課税が一体化されることにより損益通算の範囲が拡大されることとなります。この改正に伴い市税条例の関連する規定と国民健康保険税条例の課税の特例に関する規定の整理を行います。その他、市税条例では法人市民税の超過課税を3年延長する等の改正を行います。この超過課税の延長による増収分は小中学校の体育館の大規模改修やプールの改修の財源にあてます。

● 総務委員会での主な質疑

問 今回の改正の理由は、金融商品の課税の仕組みを簡易で明確にし、投資に対するリスクを軽減し、

投資拡大を図るものです。

● 文教委員会での主な質疑

問 損益通算できる金融商品を多く持っている人ほど有利になると考えてよいか。

答 損益通算の拡大は、株も公社債も持っている方に対する救済措置と考えても間違いではないと思います。

● 使用料等の消費税率を 改定

(第87・88・90・91・94号議案)

消費税法等の改正に伴い、平成26年4月1日から蒲郡市の使用料等にかかる消費税率(地方消費税分を含む)を100分の5から100分の8に引き上げます。対象となる使用料等は次のとおりです。
使用料関係は、使用期間が1か月未満の公共用物や

倉舞港の港湾施設用地の使用料、倉舞港の野積場・泊地の使用料のほか、休日急病診療所、休日歯科診療所や障害者歯科診療所の健康保険法等の法令に基づかない診療費です。
占用料関係は、占用期間



休日急病診療所等が設置されている保健医療センター

が1か月未満の市道や河川の土地のほか、倉舞港の水域・公共空地の占用料と河川の流水占用料です。
手数料関係は、休日急病診療所等で発行する診断書や証明書の交付手数料です。

その他としては、公共用物の敷地内の土石等採取料、河川の土砂採取料、倉舞港の土砂採取料、水道料金、水道施設分担金、市の施行する給水装置工事費、下水道使用料です。
また、水道料金と下水道使用料については、平成26年6月1日以降に計算される料金と使用料から引き上げられます。

● 経済委員会での主な質疑
問 水道料金、水道の施設分担金、市の施行する給水装置工事等の消費税が5%から8%になるとのことだが、ほかにも対象になるものはあるか。

答 愛知県水の受水費、漏水に対応する修繕費等があります。

● 文教委員会での主な質疑

問 蒲郡市が独自に決めている診断書等の発行手数料に消費税を転嫁しないよう

12月定例会の日程

4日	本会議 〔会期の決定、 諸般の報告、 議案説明、 一般質問など〕
5日	本会議〔一般質問〕
6日	本会議〔一般質問〕
9日	総務委員会
10日	経済委員会
11日	文教委員会
17日	本会議 〔委員長報告、 議案説明、質疑、討論、 採決など〕